

佐賀県高校生等奨学給付金支給申請書									
年 月 日									
佐賀県知事 様									
私は、佐賀県高校生等奨学給付金の支給を受けたいので、裏面の留意事項を承諾の上、佐賀県高校生等奨学給付金支給要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。									
フリガナ				住所	〒 ー 電話番号() ー				
申請者 (保護者等)									
		(高校生等との関係:)							
対象となる 高校生等	フリガナ					生年月日		入学年月	
	氏名					年 月 日		年 月	
								第 学年入学	
	学校名				科 学科 課程	年 組		通信制以外 ・ 通信制	
	学校所在地					国立 ・ 公立			
	過去の高等学 校等における 在学期間	学校名	年 月 日～ 年 月 日		学校種類・課程・学科		在学中の給付金支給回数		
		学校名	年 月 日～ 年 月 日		学校種類・課程・学科		在学中の給付金支給回数		
学校名		年 月 日～ 年 月 日		学校種類・課程・学科		在学中の給付金支給回数			
保 (父 母等 生計 維持 者等)	続柄	氏 名					道府県民税・市町村民税 所得割額の課税状況		
		(フリガナ)					※県記入欄 □ 非課税		
		(フリガナ)					※県記入欄 □ 非課税		
生活保護 費の 受給状況	私は、基準日(年 月 日)現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条に規定による生活保護(生業扶助)を 受給していません ・ 受給しています (注)生活保護(生業扶助)を受けていない方は「受給していません」を、 生活保護(生業扶助)を受けている方は「受給しています」を○で囲んでください。								

【留意事項】

- ・過去に国公立立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し又は修了したことがある場合には、佐賀県高校生等奨学給付金の受給資格はありません。
- ・対象となる高校生等が、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高
校生等を除く))の支弁対象である場合には、佐賀県高校生等奨学給付金の受給資格はありません。
- ・兄妹が同じ学校に在学している場合も、それぞれ別々に申請が必要です。
- ・対象となる高校生1人につき、1つの都道府県へ申請することになります。佐賀県以外の都道府県へ申請している場合
には、佐賀県への申請はできません。
- ・家計急変で申請後、年収見込額に変更があった場合は申し出ること。
- ・偽りその他不正の手段による申請により支給決定を受けたときは、支給された給付金の全額について即時返還すること
になります。
- ・上記と併せて、返還期日の翌日から返還の日までの期間について年率10.95パーセントの違約金が課せられます。
- ・その他、不利益が生じるおそれがありますので基準日現在の内容について正しく記入願います。

【保護者等の収入の状況について】(該当する□にレ印を付けてください。)

(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる
証明書を提出します。

☐	生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書
--------------------------	--------------------------------

(2)次の者の個人番号カードの写し等または課税証明書等を提出します。

①	☐	親権者(両親)2名分
②	☐	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合

※県記入欄

県認定欄	①学校設置者の別	国 公 立 ☐ ・ 私 立 ☐	支給額
	②通信制とそれ以外の別	通信制以外 ☐ ・ 通 信 制 ☐	
	③生活保護受給関係	受 給 世 帯 ☐ ・ 非受給世帯 ☐	

佐賀県知事 様									
① 2025 年 5 月 25 日									
②									
私は、佐賀県高校生等奨学給付金の支給を受けたので、裏面の留意事項を承諾の上、佐賀県高校生等奨学給付金支給要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。									
フリガナ		③ サ ガ タロウ		〒840-12XX		電話番号(0952)12-34XX			
申請者 (保護者等)		佐賀 太郎		住所		佐賀市城内一丁目1番59号			
フリガナ		④ サ ガ ナツコ		生年月日		入学年月			
氏名		佐賀 夏子		2009 年 7 月 1 日		2025 年 4 月			
						第 1 学年入学			
学校名		〇〇県立〇〇〇〇高等学校		科 普通		学科 普通		⑤ 通信制以外 通信制	
学校所在地		〇〇県〇〇市〇〇△△△△番地		⑥ 国立・公立・私立					
⑤ 過去の高等学校等における在学期間		学校名		年 月 日～年 月 日		学校種類・課程・学科		在学中の給付金支給回数	
		学校名		年 月 日～年 月 日		学校種類・課程・学科		在学中の給付金支給回数	
		学校名		年 月 日～年 月 日		学校種類・課程・学科		在学中の給付金支給回数	
保 護 者 (父 母 等)		⑥ 続柄		氏 名		道府県民税・市町村民税 所得割額の課税状況			
父		(フリガナ) サ ガ 佐賀 太郎		タロウ		※県記入欄 □ 非課税			
母		(フリガナ) サ ガ 佐賀 花子		ハナコ		※県記入欄 □ 非課税			
⑦ 生活保護費の受給状況		私は、基準日(2025年4月1日)現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条に規定による生活保護(生業扶助)を受けていない方は「受給していません」を、生活保護(生業扶助)を受けている方は「受給しています」を○で囲んでください。							

- ① 記入した日(2025年7月1日以降の日)としてください。
- ② 裏面の留意事項を必ずご確認ください。
- ③ 申請者(保護者等)が単身赴任の場合は、生活の本拠としている住所としてください。
- ④ 対象となる生徒等の状況について記入してください。
- ⑤ 過去に高等学校等に在学していたことがある場合に、記入してください。
学校種類・課程・学科の欄には、以下のいずれかを記入してください。
「高等学校(全日制)」、「高等学校(定時制)」、「高等学校(通信制)」、「中等教育学校(後期課程)」、「特別支援学校(高等部)」、「高等専門学校(1～3学年)」、「専修学校(高等課程)」、「専修学校(一般課程)」、「専修学校(夜間等学科)」、「専修学校(高等課程)通信制学科」、「専修学校(一般課程)通信制学科」、「各種学校(外国入学校)」、「各種学校(その他)」
- ⑥ 保護者等は原則として親権者となります。親権者がいない場合は未成年後見人、主たる家計支持者、生徒本人の順となります。
記載した保護者等の2025年度課税(非課税)証明書等の写しを提出してください
- ⑦ 生活保護(生業扶助)の受給状況について該当するものに○をしてください。
受給している場合は、生活保護受給証明書写しを提出してください。(2025年度課税(非課税)証明書)記載した保護者等の2024年度課税(非課税)証明書の写しを提出してください。

- 【留意事項】
 - ・過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、佐賀県高校生等奨学給付金の受給資格はありません。
 - ・対象となる高校生等が、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象である場合には、佐賀県高校生等奨学給付金の受給資格はありません。
 - ・兄妹が同じ学校に在学している場合も、それぞれ別々に申請が必要です。
 - ・対象となる高校生1人につき、1つの都道府県へ申請することになります。佐賀県以外の都道府県へ申請している場合には、佐賀県への申請はできません。
 - ・家計急変で申請後、年収見込額に変更があった場合は申し出ること。
 - ・偽りその他の不正の手段による申請により支給決定を受けたときは、支給された給付金の全額について即時返還することになります。
 - ・上記と併せて、返還期日の翌日から返還の日までの期間について年率10.95パーセントの違約金が課せられます。
 - ・その他、不利益が生じるおそれがありますので基準日現在の内容について正しく記入願います。

【保護者等の収入の状況について】（該当する□にレ印を付けてください。）
(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐	生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書
(2)次の者の個人番号カードの写し等または課税証明書等を提出します。	
①	✓ 親権者(両親)2名分 親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
④	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合

※県記入欄

県認定欄	①学校設置者の別	国	公	立	□	・	私	立	□	支給額	
	②通信制とそれ以外の別	通信制以外 □ ・ 通 信 制 □									
	③生活保護受給関係	受 給 世 帯 □ ・ 非受給世帯 □									

申請記入上の注意

保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の①～⑤は除きます。

- ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③ 法人である未成年後見人
- ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 3 6 条の規定による
生業扶助（高等学校等就学費）受給状況証明書

年 月 日

福祉事務所長 印

次の世帯が、2 0 2 5 年 4 月 1 日現在、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 3 6 条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給状況はこのとおりであることを証明する。

「生業扶助（高等学校等就学費）」を <u>受給している</u>	
「生業扶助（高等学校等就学費）」を <u>受給していない</u>	

※ いずれかに○を記入

世帯主氏名	住 所		
世帯員氏名			
氏 名	続柄	生 年 月 日	保護開始日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
証明書の使用目的			
高校生等奨学給付金の受給手続きのため			
備 考			

※ 既存の「生活保護受給証明書」により、「生業扶助の措置状況」が確認できる場合は、代用することができます。

第 号

在 学 証 明 書

氏 名 _____

年 月 日生

上の者は本校 課程 科 第 学年
に 年 月 日現在、在学中であること及び次の事項について証明
する。

1 入学年月日 年 月 日 第 学年入学

2 高等学校等就学支援金・高等学校等学び直し支援金の支給を
受ける資格を有する者に ☐ 該 当 ・ ☐ 非該当

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 3 条及び
高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第 3 条の規定

年 月 日

学 校 名

学校長氏名

印

年 月 日

佐賀県知事 様

扶養誓約書

扶養者住所	〒	ふりがな	
		扶養者氏名	

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

【被扶養者の住所・氏名】

住 所	〒	ふりがな		続柄
		氏 名		
住 所	〒	ふりがな		続柄
		氏 名		
住 所	〒	ふりがな		続柄
		氏 名		
住 所	〒	ふりがな		続柄
		氏 名		
住 所	〒	ふりがな		続柄
		氏 名		

※扶養者から見た被扶養者の続柄を記入してください。

債権者番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

口座振替依頼書

佐賀県知事 様

私に支給される「佐賀県高校生等奨学給付金」については、下記の口座へ振り込み願います。

年 月 日

学 校 名

____年____組

対象高校生等

氏 名

申請者氏名

(保護者等)

記

次の申請者本人の普通預金口座を指定します。

(次の欄に記入のうえ裏面に通帳の「表紙の裏面」の写しを貼付してください。)

振込口座	口座名義(漢字)				口座名義(カナ)																	
	金融機関名					支店名				預金目	口座番号											
	コード	銀行番号				店番号			普通預金													

<記入上の注意点>

- 1 太枠内□の該当項目、又は変更する項目について記入してください。
- 2 口座番号が6ケタ以下の場合は、前に「0」をつけて7ケタでご記入ください。
- 3 振込口座は、申請者本人の普通預金口座に限ります。(貯蓄預金・定期預金は登録できません。)

<通帳の写>

* 通帳の「表紙の裏面」の写しをのりで貼り付けてください。

* 「ゆうちょ銀行」は通帳の表紙の裏面、

「預金者名」、

「……他金融機関からの振込の受取口座として利用する際は、
次の内容をご指定ください。

【店名】 【店番】 【預金種目】 【口座番号】 」

などが記載されている部分を貼り付けてください。

通帳に記載がない場合は、郵便局に持参して印字してもらい、その後
印字されたページの写しを貼り付けてください。

※「貯蓄(積立)預金」、「定期預金」は登録できません。

佐賀県知事 様

家 計 状 況 申 立 書

申請者

1. 家計急変の理由

2. 家族構成（扶養親族）

世帯	生徒との続柄	氏名	年齢	寡夫・寡婦該当するときは○	備考（学校名・会社名等）
生徒と生計を同じくする者	生徒本人				

3. 添付書類（提出する書類にチェック☑）

ア	☐ 扶養誓約書、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など
イ	☐ 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など、家計急変の発生を証明する書類 または ☐ 会社作成の給与見込証明書など、家計急変前1か月及び家計急変後1年間の収入見込額を証明する書類

※上記イの書類がない場合は、家計急変前1か月及び家計急変後3か月の給与支給明細書、売上を示す書類などを添付し、下表に記入してください。

生徒との続柄	家計急変後3か月の給与月額または所得額			平均額	年収見込額
	① 年 月分	② 年 月分	③ 年 月分	④＝(①＋②＋③)÷3	④×12
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
合計					円

＜所得割合算額が非課税相当の世帯の例＞

世帯構成	年収見込
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満
6人世帯	3,700,000円未満
7人世帯	4,140,000円未満
8人世帯	4,576,000円未満

個人番号利用目的同意書 兼 個人番号提供書

下記のものは、佐賀県教育委員会事務局教育総務課が、下記事務に係る事務手続を処理するとき及び事務手続に必要な地方税関係の情報を取得するときに限って、個人番号を利用することに同意します。また、個人番号を含まない認定結果に係る情報（認定・不認定）を、学び直し支援金及び授業料減免の事務のために利用することに同意します。

該当事務

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 高等学校等就学支援金 | (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) |
| ☐ 高等学校学び直し支援金 | (佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例) |
| ☐ 高校生等奨学給付金 | (佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例) |
| ☐ 授業料の免除 | (佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例) |

生徒	学校名		学年、クラス 及び番号	年 組 (科) 番
	フリガナ		生年月日	(西暦) 年 月 日
	氏名		現住所	

同意者	生徒との続柄		不開示 (※5)	☐	個人番号 (マイナンバー)										
	フリガナ				保護者等の ・個人番号カード (裏面) の写し ・通知カードの写し (※6) を個人番号が記載されている面を上にして 貼り付けてください。 ※個人番号が記載された住民票の写しを提出する 場合は、貼付せずに本書に添えて提出してください。										
	氏名 (※1) (※2)														
	生年月日	(西暦) 年 月 日													
	現住所	☐ 生徒と同居 (※4)													
	課税地 (※3)	都 道 府 県	市 区 町 村												
同意者	生徒との続柄		不開示 (※5)	☐	個人番号 (マイナンバー)										
	フリガナ				保護者等の ・個人番号カード (裏面) の写し ・通知カードの写し (※6) を個人番号が記載されている面を上にして 貼り付けてください。 ※個人番号が記載された住民票の写しを提出する 場合は、貼付せずに本書に添えて提出してください。										
	氏名 (※1) (※2)														
	生年月日	(西暦) 年 月 日													
	現住所	☐ 生徒と同居 (※4)													
	課税地 (※3)	都 道 府 県	市 区 町 村												

<記載要領>

- ※1 同意するものが自ら署名してください。
- ※2 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状が必要です。
- ※3 課税地は、申請または届出を行う時期が1～6月の場合は前年の1月1日時点、7～12月の場合はその年の1月1日時点の住所を市区町村まで記入してください。
- ※4 生徒と住所が同一の場合は「生徒と同居」にチェックしてください。
- ※5 DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を 秘匿することが可能ですので、希望される方は「不開示」にチェックしてください。
- ※6 「通知カード」の発行は令和2年5月25日に廃止されたため、改姓や転居等により記載事項に変更があった場合は使用できません。

個人番号利用目的同意書 兼 個人番号提供書

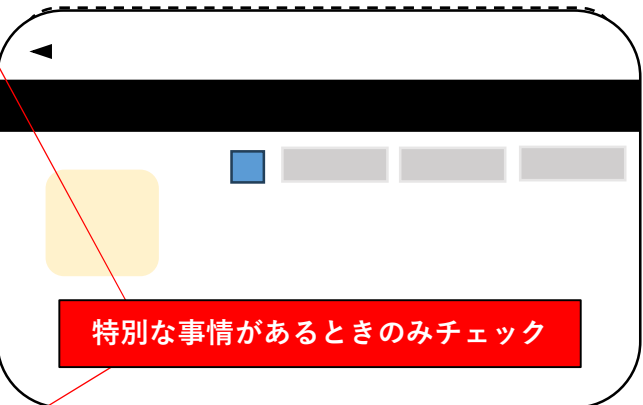
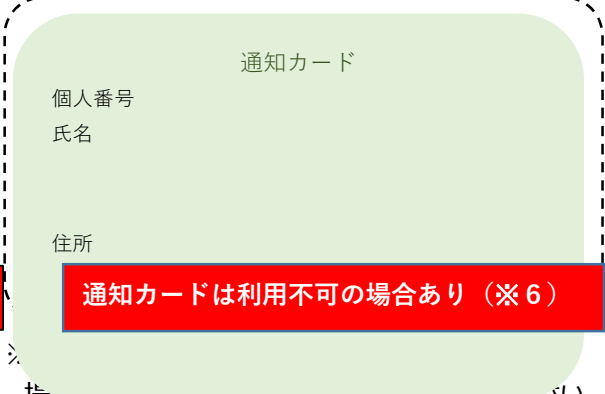
下記のものは、佐賀県教育委員会事務局教育総務課が、下記事務に係る事務手続を処理するとき及び事務手続に必要な地方税関係の情報を取得するときに限って、個人番号を利用することに同意します。また、個人番号を含まない認定結果に係る情報（認定・不認定）を、学び直し支援金及び授業料減免の事務のために利用することに同意します。

該当事務

- ☐ 高等学校等就学支援金
☐ 高等学校学び直し支援金
☒ 高校生等奨学給付金
☐ 授業料の免除

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)
申請する箇所にチェック
報の提供に関する条例)
(佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例)
(佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例)

生徒	学校名	〇〇高等学校	学年、クラス 及び番号	1年 1組（科） 1番
	フリガナ	サガ タロウ	生年月日	(西暦) 2009年 4月 12日
	氏名	佐賀 太郎	現住所	佐賀市城内一丁目1-59

同意者	生徒との続柄	父	不開示 (※5)	☐	個人番号（マイナンバー）														
	フリガナ	サガ イチロウ				1	2	3	4	-	5	6	7	8	-	9	0	1	2
	氏名 (※1) (※2)	佐賀 一郎																	
	生年月日	(西暦) 1976年 5月 5日																	
	現住所	☒ 生徒と同居 (※4)																	
	課税地 (※3)	東京 都道府県 世田谷 市区町村	特別な事情があるときのみチェック																
同意者	生徒との続柄	母	不開示 (※5)	☐	個人番号（マイナンバー）														
	フリガナ	サガ ハナコ				0	1	2	3	-	4	5	6	7	-	8	9	0	1
	氏名 (※1) (※2)	佐賀 花子																	
	生年月日	(西暦) 1980年 7月 21日																	
	現住所	☒ 生徒と同居 (※4)																	
	課税地 (※3)	佐賀 都道府県 佐賀 市区町村	2024年1月1日現在の住所地を記入																

<記載要領>

- ※1 同意するものが自ら署名してください。
※2 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状が必要です。
※3 課税地は、申請または届出を行う時期が1～6月の場合は前年の1月1日時点、7～12月の場合はその年の1月1日時点の住所を市区町村まで記入してください。
※4 生徒と住所が同一の場合は「生徒と同居」にチェックしてください。
※5 DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市区町村名）を 秘匿することが可能ですので、希望される方は「不開示」にチェックしてください。
※6 「通知カード」の発行は令和2年5月25日に廃止されたため、改姓や転居等により記載事項に変更があった場合は使用できません。

本人確認書類（写）貼付け台紙
（郵送で提出する場合のみ）

氏 名	生徒との続柄
本人確認書類の写し	
貼付け欄 本人確認書類の写しとは・・・ ・ 個人番号カードの顔写真のついている面 ・ 運転免許証 ・ 旅券（パスポート）等の写し	

氏 名	生徒との続柄
本人確認書類の写し	
貼付け欄 本人確認書類の写しとは・・・ ・ 個人番号カードの顔写真のついている面 ・ 運転免許証 ・ 旅券（パスポート）等の写し	

<以下貼り付け例>

氏 名	生徒との続柄
佐賀 一郎	父
本人確認書類の写し	
※マイナンバーカードの例 貼付け欄 （剥がれる事のないよう、しっかり貼り付けてください） 氏名 住所 	

氏 名	生徒との続柄
佐賀 花子	母
本人確認書類の写し	
※運転免許証の例 貼付け欄 （剥がれる事のないよう、しっかり貼り付けてください） 佐賀 花子 	